

大分県報

令和三年
号外（三）
一月十五日

（金曜日）

目次

規則

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正……………一

○規則

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二号

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成十七年大分県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号中「収集、運搬、保管又は」を削り、同条第三項第二号中「認めるもの」の下に「（次号において「優良認定業者」という。）」を加え、同項第四号中「又は第二号」を「、第二号又は第九号（積替え又は保管を委託する場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 優良認定業者が設置した産業廃棄物処理施設等のうち、搬入された県外産業廃棄物の減量又は再生に関し優れた能力及び実績を有するものとして知事が認めるものに搬入する場合であつて、あらかじめその内容を知事に届け出、かつ、搬入後その実績を知事に報告する場合

第十四条第二項中「又は第二号」を「、第二号又は第九号（積替え又は保管を委託する場合を除く。）」に改める。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、環境保全協力金の納入が発生しない場合は、県外産業廃棄物搬入協定書（第九号様式の二）により行うものとする。

第一号様式及び第二号様式中「~~甲~~」

「~~乙~~」に改める。

第三号様式から第五号様式までの規定中「~~丙~~」を削る。

第六号様式中「~~甲~~」を削り、「許可年月日及び許可番号」を「都道府県・市名、許可番号及び許可の有効年月日」に改め、同様式の添付書類及び図面の5中「収集、運搬、保管又は~~甲~~」を削る。

第七号様式中「~~甲~~」を削り、「~~許可通知書~~」を「~~許可通知書~~」に改める。

第七号様式の二中「~~甲~~」を削り、「~~通知書~~」を「~~通知書~~」に改める。

第八号様式を次のように改める。

第3号様式(第16条関係)

第 年 月 日

殿

大分県知事

県外産業廃棄物搬入協議結果通知書

年 月 日付で協議のありました上記については、下記のとおり基準に適合する(しない)と認めるので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

(1) 県外産業廃棄物を排出する事業場	名	称	(2) 搬入先の産業廃棄物処理施設等
	所在地	所在地	
	名	称	
	所在地	所在地	
(3) 搬入しようとする県外産業廃棄物	処	分	法
	識別番号	種類(特別管理産業廃棄物は別書きとする。)	数量(単位：トン)
	合	計	
(4) 搬入期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(5) 特記事項			

第九号様式中「適正な処理が行われたこと」を乙が確認するまでの間」や「乙が適当と認める期間中」に改め、「記名押印」の次に「又は署名」を加べ、「㊦」及び「㊧」を添へ。
 第九号様式の二中「適正な処理が行われたこと」を乙が確認するまでの間」や「乙が適当と認める期間中」に「終了する」や「終了し、条例第15条に基づき、県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告した」と改め、「記名押印」の次に「又は署名」を加べ、「㊦」及び「㊧」を添へ。
 第十号様式を次のように改める。

第10号様式(第18条関係)

県外産業廃棄物搬入実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第3項に規定する通知を受けた県外産業廃棄物の搬入の実績(年 月から 年 月まで)について、同条例第15条の規定により、下記のとおり報告します。

(1) 県外産業廃棄物を排出した事業場	名	称	(2) 結果通知書番号	年 月 日	付 け	第	号
	所	在 地					
(4) 搬入した県外産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	識別番号	種類(特別管理産業廃棄物は別書きとする。)	数量(単位:トン) 小数点第3位まで				
							トン
							トン
							トン
							トン
							トン
(5) 搬入期間	合 計						
	処 分 方 法	中間処理()・最終処分					

備考

- 1 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等ごとに別表とすること。
- 2 最終処分場に県外産業廃棄物を搬入した場合において、当該県外産業廃棄物を排出した事業者が中間処理業者であるときは、当該中間処理業者に当該県外産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地及び業種並びに当該中間処理業者が処分の委託を受けた県外産業廃棄物の種類を記載した書類(様式任意)を添付すること。

第十一号様式から第十四号様式までの規定中「三」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)による県外産業廃棄物の搬入に係る協議その他の必要な行為は、この規則の施行の日前においても、新規則第十二条、第十四条、第十六条及び第十七条に規定する様式により行うことができる。